

第二百八回国会

参議院議院運営委員会会議録第三十一号

令和四年五月二十五日(水曜日)

午後三時十分開会

委員の異動

五月二十三日

辞任

自見はなこ君

五月二十四日

辞任

磯崎 仁彦君

五月二十五日

辞任

宮口 治子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

福岡 資麿君

江島 潔君

高野光二郎君

舞立 昇治君

野田 国義君

吉川 沙織君

河野 義博君

浜野 喜史君

東 徹君

倉林 明子君

委員

朝日健太郎君

石井 浩郎君

第十六部

議院運営委員会会議録第三十一号

令和四年五月二十五日

【参議院】

佐藤 啓君

清水 真人君

自見はなこ君

竹内 功君

本田 顕子君

松川 るい君

長浜 博行君

宮口 治子君

横沢 高德君

塩田 博昭君

高橋 光男君

山崎真之輔君

石井 章君

議長

副議長

山東 昭子君

小川 敏夫君

事務局側

事務総長

事務次長

議事部長

委員部長

記録部長

警務部長

庶務部長

管理部長

国際部長

企画調整室長

国立国会図書館側

館長

総務部長

本日の会議に付した案件

○国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

○国立国会図書館法による出版物の納入に関する

規程及び国立国会図書館法によるオンライン資

料の記録に関する規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件

○本会議における財務大臣の演説及びこれに対す

る質疑に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(福岡資麿君) ただいまから議院運営委

員会を開会いたします。

まず、国立国会図書館法等の一部を改正する法

律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岡村隆司君) 便宜私から御説明申し

上げます。

本案は、地方公共団体情報システム機構及び地

方税共同機構の設立に伴い、国立国会図書館への

出版物の納入義務に関する規定を整備するととも

に、私人がインターネット等を通じて発信する図

書又は逐次刊行物に相当するオンライン資料のう

ちから、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信

されるもの及び技術的制限手段が付されているも

のについても、国立国会図書館への提供義務を課

するものとすることをめざして、御説明申し上げ

ます。

そうとするものであります。

以上でございます。

○委員長(福岡資麿君) これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(福岡資麿君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福岡資麿君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(福岡資麿君) 次に、国立国会図書館法

による出版物の納入に関する規程及び国立国会図

書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

の一部改正に関する件及び国立国会図書館組織規

程の一部改正に関する件の両件を一括して議題と

いたします。

図書館長の説明を求めます。

○国立国会図書館長(吉永元信君) 御説明申し上

げます。

第一に、国立国会図書館法による出版物の納入

に関する規程及び国立国会図書館法によるオンラ

イン資料の記録に関する規程の一部改正に関する

件であります。これは、国立国会図書館法等の

件であります。

一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

第二に、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件であります。これは、電子情報に係る文言の整理などを行うものであります。

以上でございます。

○委員長(福岡資麿君) 両件につきましては、ただいまの図書館長説明のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡資麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡資麿君) 次に、本会議における財務大臣の演説及びこれに対する質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、本日の本会議において聴取することといたしております。鈴木財務大臣の財政に関する演説に対し、お手元の資料のとおり質疑を行うことに意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡資麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡資麿君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岡村隆司君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、日程第一 国務大臣の演説に関する件でございます。鈴木財務大臣から財政について演説があり、これに対し、白眞勲

君、藤末健三君、西田実仁君、浜口誠君、浅田均君、田村智子君の順に質疑を行います。

次に、日程第二について、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第三について、消費者問題に関する特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四について、環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議いたしました国立国会図書館法等改正案の緊急上程でございます。

まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の議案については、いずれも起立採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二時間四十分の見込みでございます。

○委員長(福岡資麿君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡資麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後三時三十五分、本鈴は午後三時四十分でございます。

暫時休憩いたします。

午後三時十五分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案要綱
第一 地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴う出版物の納入義務に関する規定の整備

一 地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)により地方公共団体情報システム機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の納入義務を課すこと。(別表第二関係)

二 関係

二 「地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)」による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)により地方税共同機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の納入義務を課すこと。(別表第二関係)

第一 有償等オンライン資料の収集に関する規定の整備

私人の提供するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているもの(第三の二において「有償等オンライン資料」という。)について、国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除すること。(平成二十四年改正法附則第一条関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二及び二は、令和五年一月一日から施行すること。(附則第一項関係)

二 経過措置

有償等オンライン資料であつて、第二の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例によること。(附則第二項関係)

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

(国立国会図書館法の一部改正)

第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二 地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

(国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「新法」を「この法律による改正後の国立国会図書館法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 国立国会図書館法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の交換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものであつて、第二条の規定の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

理 由

地方公共団体情報システム機構法による地方公共団体情報システム機構の設立及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）」による改正後の地方税法による地方税共同機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人の提供するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについても国立国会図書館による収集の対象とするため、これらのオンライン資料の国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館法（昭和二十二年法律第五号）

改 正 案

別表第一（第二十四条の二関係）

名 称	根 拠 法
地方公共団体金融機構	(略)
地方公共団体情報システム機構	(略)
△機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

現 行

別表第二（第二十四条の二関係）

名 称	根 拠 法
地方公共団体金融機構	(略)
	(略)

国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正（新旧対照表） 国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）	
改正案	現行
附則	附則
第1条 削除	（提供の免除） 第1条 この法律による改正後の国立国会図書館法（次条において「新法」という。）第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものについては、当分の間、館長の定めることにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免することができ、 （経過措置） 第3条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

- 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程案要綱
- 第1 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正
- 地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構が納入する出版物の部数を定めること。（国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程第四条関係）
- 第1 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正
- 一 私人の提供するオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。（国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程第二条関係）
- 二 私人の提供するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについて、国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除すること。（国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程第五条関係）
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 第3 施行期日
- この規程は、国立国会図書館法等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。ただし、第二は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行すること。（附則関係）

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程案

(国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正)

第一条 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和二十四年国立国会図書館規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「地方公共団体金融機構」の下に「地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構」を加える。

(国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正)

第二条 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二十五条の四第一項の規定によりオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、保存のための複製等の容易性、記録方式等の規格の普及の状況その他の事情を勘案して長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。

第五条を削る。

第六条中「第二条第一号の情報、同条第二号」を「第二条第一項第一号の情報、同項第二号」に改め、「及び記録方式」の下に「同条第二項の状態」を加え、「第四条第一項」を「前条」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附則第一項中「改正法」を「国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十二号）」に改める。

附 則

この規程は、国立国会図書館法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正（新旧対照表）
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和二十四年国立国会図書館規程第二号）

改 正 案

(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)

第四条 法第二十四条の二第二号各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一 (略)

二 地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構及び日本下水道事業団 四部

三・四 (略)

現 行

(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)

第四条 法第二十四条の二第二号各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一 (略)

二 地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構及び日本下水道事業団 四部

三・四 (略)

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正（新旧対照表）
国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号）

改 正 案

(提供の方法等)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

一・二 (略)

2 法第二十五条の四第一項の規定によりオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、保存のための複製等の容易性、記録方式等の規格の普及の状況その他の事情を勘案して長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。

現 行

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

一・二 (略)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号、以下「改正法」という。）（附則第一条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。）

(公示)	
第五條 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二條第一項第一号の情報、同項第二号の記録媒体及び記録方式、同条第二項の状態並びに前条の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。	第六條 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二條第一号の情報、同条第二項の記録媒体及び記録方式並びに第四條第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。
第六條 (略)	第七條 (略)
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十一号）の施行の日から施行する。	1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案要綱

第一 「電子情報」の定義の改正

「電子情報」の定義に「館がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された電磁的記録であつて別に定めるもの」を加えること。（第三條関係）

三條関係

第二 図書館資料の電磁的方法による複製等に関する事務分担の見直し

図書館資料の電磁的方法による複製等について、電子情報部及び関西館の所掌事務に関する規定を整備すること。（第七條関係）

第三 施行期日等

- 一 この規程は、令和四年七月一日から施行すること。（附則関係）
- 二 その他所要の規定の整理を行うこと。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程（平成十四年国立国会図書館規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「出版その他の」を「その」に改め、同条第四号中「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法（以下「電磁的方法」という。）により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの（以下「インターネット資料」という。）及び電磁的方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるもの（以下「オンライン資料」という。）を「この号に規定する電子情報」に、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報、インターネット資料及びオンライン資料」を「インターネット資料（法第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料をいう。第九条第二項第七号において同じ。）、オンライン資料（法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料をいう。第九条第二項第八号において同じ。）、法第二十一条第一号に規定する情報その他館がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて別に定めるもの」に改め、同条第六号中「まで」の下に「及び第十四条」を加え、同条第八号中「及び館長が定める電磁的資料（電磁的方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した次条第五号に規定する収集資料をいう。）（以下「電子情報等」という。）」を削る。

第六條第一号、第二号及び第十号中「電子情報」を「電子情報」に改める。

第七條第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「電子情報等」を「電子情報」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「収集資料の電磁的方法による」を「前号の複製の成果の」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 収集資料その他の図書館資料の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による複製に関すること。

第九条第二項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「電子情

十 館長が定める電子情報の収集に関すること。

この規程は、令和四年七月一日から施行する。

改
正
案

—
•
—
(略)

四 法

(法第二十五条の三第二項に規定するインターネット資料をい

見三　の背最上の也官ミヤノノ背ハその也ノ高更背最而

(調査及び立法考査局の事務)

—
•
—
—
(略)

四 法令資料、

(以下「電磁的方法」という。)により記録された文字、映像

ムであつて、インターネットその他の送言手段により公衆に開

六、收集

七
(略)

六条 利用者サービス部は、

二 東京本館（収集資料及び電子情報に

二九
(略)

(電子情報部)

二
•
二
略

四 前号の複製

六八
(略)

関西館は、次

1

五、(略)

七 (略)

した次条第五号

六条 利用者サ

東京本館（収

二九
(略)

(電子情報部の)

一
•
二
(略)

二 収集資料の

(略)

関西館は、次

1

十二 関西館における電子情報に係る図書館奉仕の提供に関する
二十一 関西館における電子情報等に係る図書館奉仕の提供に関する
十三・十四 (略) 十三・十四 (略)

(衆議院提出)

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、国立国会図書館法等の一部を改正する法律案(衆)

本会議における財務大臣の演説に対する質疑に関する件

イ、日取り 五月二十五日
自由民主党・国民の声 一〇分、立憲民主・社民 二〇分、公明党 一〇分、国民民主党・新緑風会 一〇分、日本維新の会 一〇分、日本共産党 一〇分

ハ、人数 自由民主党・国民の声 一人、立憲民主・社民 一人、公明党 一人、国民民主党・新緑風会 一人、日本維新の会 一人、日本共産党 一人

ニ、順序 ①立憲民主・社民 ②自由民主党・国民の声 ③公明党 ④国民民主党・新緑風会 ⑤日本維新の会 ⑥日本共産党

五月二十五日(水)の議事予定

日程第一 国務大臣の演説に関する件

鈴木財務大臣 財政について

質疑 疑 白 眞勲君(立) 二〇分
藤末 健三君(自) 一〇分
西田 実仁君(公) 一〇分
浜口 誠君(民) 一〇分
浅田 均君(維) 一〇分
田村 智子君(共) 一〇分

日程第二 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)
国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

国立国会図書館法等の一部を改正する法律

(国立国会図書館法の一部改正)

第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。
別表第二 地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

(国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「新法」を「この法律による改正後の国立国会図書館法」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 国立国会図書館法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものであつて、第二条の規定の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会における請願取扱いの改善に関する請願（第一二四六号）（第一二四七号）（第一二四八号）（第一二四九号）（第一二五〇号）（第一二五一号）

第一二四六号 令和四年五月十日受理

国会における請願取扱いの改善に関する請願

請願者 徳島市 三木展裕 外二十二名

紹介議員 嘉田由紀子君

請願は、憲法第十六条、請願法第五条、国会法第八十条などに規定されている国民の参政権の一部を成す重要な権利である。そのため、請願内容については各委員会において十全の審査が行われ、必要に応じて本会議に報告され、その内容が国民に開示されなければならない。しかしながら、請願受理後の取扱いの現状は極めて不透明で

ある。請願を付託された委員会では、請願者や国民が傍聴できない理事会で採択するか否かの結論が出されており、請願の多くは委員会では実質的な審査が行われていない。請願者に対して結果についての理由も明らかにされていない。現状では、参政権の一部としての請願の取扱いが極めておろそかにされていると言わざるを得ない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、請願の審議は委員会で行い、請願者・国民の傍聴機会を保障し、議事録を作成・開示すること。
二、委員会審議においては、紹介議員が請願趣旨を説明すること。

第一二四七号 令和四年五月十日受理

国会における請願取扱いの改善に関する請願

請願者 福岡市 津島美琴 外二十二名

紹介議員 高良 鉄美君

この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第一二四八号 令和四年五月十日受理

国会における請願取扱いの改善に関する請願

請願者 東京都八王子市 野田洋美 外三

十一名

紹介議員 矢田わか子君

この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第一二四九号 令和四年五月十日受理

国会における請願取扱いの改善に関する請願

請願者 大阪府富田林市 谷合佳代子 外

二十九名

紹介議員 打越さく良君

この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第一二五〇号 令和四年五月十日受理

国会における請願取扱いの改善に関する請願

請願者 東京都練馬区 岸良信 外四十五

名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。

第一二五一号 令和四年五月十日受理

国会における請願取扱いの改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区 野久松代 外二十

四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一二四六号と同じである。